

# 文化財の活用による地域活力創出事業

文化財・生涯学習課

## 1 事業目的

文化財に関する情報発信や活用・啓発事業の支援等により、広く県民等に文化財の価値を認識してもらうことによって、文化財を大切に守り次世代に継承していく意識の向上を図る。

## 2 事業内容

### (1) 文化財情報発信・活用事業（補助事業）

文化財保存整備事業とセットで文化財に関する情報発信や活用事業を支援

○交付額：保存整備事業県補助金額の10%

（補助交付額が50千円未満は対象外とし、上限を500千円とする。）

#### ○事業例

講演会・シンポジウム	記念講演、改修成果発表会
実演・発表	民俗文化財等の実演、芸能大会等への出演
公開・展示	改修等現場公開、現地説明・解説・観察会、展示会
活用イベント	写真撮影会・コンテスト、歴史建造物等生活体験
ガイド養成	文化財ガイド・サポーター養成
広報・解説資料	解説パンフレット、広報資料、説明板

### (2) 県内文化財の新たな活用（ゼロ予算事業）

○タイムリーな文化財情報の発信

ホームページや新聞・雑誌等への記事掲載により文化財情報を積極的に発信

○体感型イベントの開催

文化財の価値を体感してもらうためのイベント等を実施

## 3 平成29年度予算額 167万4千円

（参考）文化財保存整備事業について 平成29年度予算額 8973万円

区分	県補助金内容
国指定文化財に係る補助金	■補助対象 建造物修理・防災、史跡・名勝の整備など ■補助率 所有者の財政力に応じ、事業費の1～7.5%（市町村の場合は3%）
県指定文化財に係る補助金	■補助対象 史跡の買上げを除くすべての事業 ■補助率 所有者の財政力に応じ、事業費の1/3・1/2・2/3（市町村の場合は1/3）